

○7 番（鈴木美香君）

7 番、立憲民主党の鈴木美香です。

今回は 3 つ質問させていただきます。

ではまず 1 つ目。包括的性教育を。

性教育は人権の根幹に関わるものです。従来、奥ゆかしさや恥じらいなどが利点とされる日本では、性教育が、積極的に進めてこなかったです。まだ寝た子を起こすなという人までいます。

しかし、現在、ネット環境により、子どもたちに浸透し、間違った認識が蔓延する恐れがある上に、生徒・児童への性暴力事件が多発しています。

何もわからない、幼いころに性被害に遭うと、将来的に精神の不調を来す事例も多く報告されています。

また、親世代は学校で学んだことがなく、ちゃんと教えられないと悩んでいます。

子どもの性被害は、年間で 5000 件以上と報告されていますが、実態は数十倍あると言われていて、実態はつかみにくいようです。そして、被害者はもとより、加害者も若い世代に増えており、低年齢化しているといえます。被害者にも加害者にもならないように、包括的性教育の実施が急がれると考えます。

そこで、土庄町では、現在の性教育はどのようにしているかをお伺いします。

○議長（濱野良一君）

教育総務課長 堀康晴君。

○教育総務課長（堀康晴君）

鈴木議員のご質問にお答えいたします。

これまでの性教育は、思春期に現れる第二性徴の特徴や生殖の仕組み、性感染症の予防方法など、性に関する知識やスキルを身に付けることを大切にしてきました。しかし、包括的性教育において、身体的な知識やスキルのみならず、人権やジェンダー観、多様性、幸福、健康などの側面についても学ぶことが大切になっています。つまり、「性」は身体の特徴、性自認、性的指向、ジェンダー、人権など、さまざまな切り口があり、広範囲に亘る「性」の話題を総合的に学び、児童生徒一人一人が自他共に尊重される関係を築くことが求められています。

そのことを受け、本町の小学校においては、理科や体育の保健学習の中で、第二性徴や生殖の仕組みなど、性に関する知識を学習しますが、それ以外においても、道徳の時間に、生命尊重や男女平等などの公正について学習したり、総合的な学習の時間に、性自認や性的指向等のセクシュアリティに関することや、違いを認め自他の人権を考える人権学習に取り組んだりします。

中学校においても、保健体育の学習の中で、第二性徴や生殖の仕組み、性感染症の予防方法など、性に関する知識やスキルを学習しますが、それ以外におい

でも、道徳の時間に、男女の友情や関わり方についても学習したり、総合的な学習の時間に、LGBTQ の学習を通して、セクシュアリティについて理解を深める学習に取り組んだりしています。また、生徒が性被害に遭わないように、SNS の使用や児童ポルノ禁止法に関する内容を取り扱った「非行防止教室」や「13 歳の自律教室」も実施しています。今後も児童生徒が、性被害、性加害の当事者にならないように、引き続き性教育を包括的に行っていきたいと考えています。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

鈴木美香君。

○7 番（鈴木美香君）

ありがとうございます。私が考えるよりも充実した内容かなと思っています。では次に「歯止め規定」はどのようなもので、どう対応しているかお伺いします。

○議長（濱野良一君）

堀課長。

○教育総務課長（堀康晴君）

鈴木議員のご質問にお答えいたします。

現行の学習指導要領には、いわゆる「歯止め規定」が存在しています。すなわち、小学校の理科の学習指導要領における「人の卵と精子が受精に至る過程は取り扱わないものとする」との記述、及び中学校保健体育の学習指導要領における「妊娠や出産が可能となるような成熟が始まるという観点から、受精・妊娠を取り扱うものとし、妊娠の経過は取り扱わないものとする」との記述があります。

本町の小学校では、学習指導要領に基づき、卵と精子が結びついて受精することは教えていますが、その過程である性行為については教えていません。また中学校においても、学習指導要領に基づき、性行為という文言は使用せず、性的接触という文言で学習をしています。

国の見解では、「歯止め規定」について「決して教えるはならないというものではなく、全ての子どもに共通に指導すべき事項ではない」と説明されています。また、学校が必要と判断する場合に指導したり、個々の生徒に対応して教えたりすることはできるという趣旨も示されています。本町の小中学校の場合、現在個別に対応する事案は起こっておらず「歯止め規定」については指導していませんが、今後、性的事案が起こった場合には、どう指導していくか、慎重に判断し対応していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

鈴木美香君。

○7 番（鈴木美香君）

はい。かなりセンシティブな案件で、本町で、こういう島の小さいところで、こういう案件が浮上してくるとはちょっと考えにくいんですけど、全くないとはちょっと言えないのではないかなと思っています。

これは、やっぱ学校の先生も、やはり教えるにあたって大変難しい案件ですので、私の提案としましては、専門家などに来てもらいながら、産婦人科の先生ですとか、これを特化して講演に回ってる方とかおられますので、ぜひそういう人を呼んでいただいて、年に1回でもいいですから、もっとわかりやすく広範にわかりやすい話と、そのご父兄と一緒に、ちょっとやっていっていただきたいなと思っています。

この話、私が特化していつも取り上げるのは、やはり、まだまだ女性の人権がとても低いということと、やっぱり売春防止法と言いますが、男性が全然、罰せられなくて、いつも被害者である女性ばかりが被害に遭うのと、その裁判においても、女性の被害に関する、その精神的な苦痛とか体の苦痛に比べると罪が異様に軽いんですね、日本の罰則は。それに関して、いつも私は疑問に思っています、やはり性教育、その根本は性教育だなと思っていますので、なかなか本当に厳しい私たちの世代でも、ちゃんと学んできませんでしたので、子どもたちにどうやっていいかわからないっていうのは確かに今でもありますけど、今後、頑張ってやっていっていただきたいと思います。本日はなかなか充実したお話は聞けたかと思います。よろしくお願いします。

では2つ目にまいります。エネルギーの地産地消を。

2月末のイラン攻撃以来、石油製品の不足は、国民生活や企業活動に悪影響を及ぼしています。エネルギーの多くを石油に依存し、また、原油の95%を中東から輸入に依存していることの脆弱性が露呈しました。

1つ目、この状況をきっかけとし、外国からの資源エネルギー輸入に依存する社会のあり方を見直すことが、小豆島の未来への展望につながるのではないかと。外国からのエネルギー輸入に依存しないことが、エネルギー危機に強い社会を作ることにつながります。それは同時に、自然災害に対しても強い体制を持つことにつながります。小豆島は日照に恵まれており、太陽光、太陽熱を地域のエネルギー資源として活用すれば、エネルギーを自給自足することができると言われています。地域資源の地産地消は、地域経済を活性化させ、地域に安定した雇用をもたらします。同時に、脱炭素によって地球にも貢献できる。

現在も太陽光に関しては、国からの補助金などがありますが、それとは別個に、土庄町独自の政策として、町内での自然エネルギー事業、とりわけ太陽光発電を積極的に取り込み、地域新電力を立ち上げるなど、考えることはどうでしょうか、お伺いします。

○議長（濱野良一君）

住民環境課長 島原正喜君。

○住民環境課長（島原正喜君）

鈴木議員のご質問にお答えします。

鈴木議員ご指摘の電気の地産地消につきましては、自然エネルギー発電による脱炭素の推進や、地域外の電力会社に支払っていた電気料金が、地域内でのお金の循環に変わるなどのメリットが指摘されており、すでに町においても、先進地の専門家を呼んでお話をお伺いしたり、具体的な検討に着手するなどしております。

一方で、小規模な発電能力では電気料金が高くなる可能性があることや、電気の需給バランスをとるための蓄電池などの設備の問題、既存電力会社の送配電網を使用させていただく上での交渉など、さまざまな課題もあり、単体の地方自治体や地元企業だけでは、設備投資一つにしてもなかなか難しいということも、踏まえておく必要があります。

そうした中、これまでの検討の中で、土庄町単独では採算ベースが見込めないことが明らかになり、小豆島全体で進める必要があることから、現在、土庄町・小豆島町の担当課間で協議を進めております。

また、地域新電力会社の設立には、エネルギー関連会社の協力・連携が不可欠であることから、地域新電力のパートナーとなり得る企業の有無について、調査を行うとともに、事業の採算性及び継続性についても研究しているところであります。

○議長（濱野良一君）

鈴木美香君。

○7番（鈴木美香君）

少し前向きな答弁をお伺いさせていただいたと思いますけど、採算性がとれるっていうのは本当に難しい問題だとは思っていますが、やはりもう、この戦争をきっかけにやっぱり自然エネルギーを転換は、もうやむを得ないんじゃないかと。

そして町としても、その実証実験とかが、すぐに起動するのではなくて、そういうのに取りかかれなかなというのが私の提案なんですけど。

島根県の浜田市の神楽電力ですとか、実際に各地区で各県でやってる事業家もいるんですけど、やはりそこには専門家の大学の先生ですとか専門家が入ってるんですね。

だから、なかなか難しいんですけど、先ほど小豆島町と一緒にしておっしゃってたので、すぐに事業化っていうのではなくて、まずこうやってみるっていう方向性がつけばいいなと思っています。

まず、この小豆島の土庄町でも歌川学さんっていう産業技術総合研究所の方

が、土庄町はどうなのかっていうのを検討もしていますので、例えば歌川さんの Zoom で、そういうのも要請するとか、そういう形で、ちょっと前向きに取り組んでいただきたいなというのが私の希望です。

2 つ目には関連して、土庄町が以前取り組もうとしていた公共施設の屋根上太陽光発電を小豆島電力が行う事業は現在どうなっていて、今後どうする予定かお伺いします。

○議長（濱野良一君）

島原課長。

○住民環境課長（島原正喜君）

2 つ目の質問であります「公共施設の屋上に太陽光発電を置く事業」のことは、一般的に PPA 事業と言われております。

本町では、令和 7 年 3 月に「土庄町地球温暖化対策実行計画」を策定し、公共施設における PPA 事業についても積極的に推進していくこととしているところでございます。

こうしたことから、昨年の 7 月に土庄小学校体育館への電力供給事業者を公募するプロポーザルを公告したところ、1 者の応募があり、9 月にヒアリングを実施しましたが、町が希望する購入単価との間に乖離があり、事業者決定には至りませんでした。

その結果等を踏まえ、PPA 事業を実施していく上での改善策として、前回では 1 カ所でしたが、1 カ所のみでなく複数カ所での太陽光発電設備の設置を一括して公募の方がよいとの結論に至ったところで、今年度中に、再度プロポーザルにて事業者の公募を行う予定としております。以上です。

○議長（濱野良一君）

鈴木美香君。

○7 番（鈴木美香君）

ありがとうございます。そしたら、これも前向きに、ちょっとずつでも進展していけばいいなと思います。

では、最後の質問です。商工会への福祉会館退出について。

来年商工会への使用期限がきます。移転するものと考えていますが、どうなっていますか。

○議長（濱野良一君）

生涯学習課長 岡本高志君。

○生涯学習課長（岡本高志君）

鈴木議員のご質問にお答えいたします。

1 点目と 2 点目の、まず 1 点目のなぜこんなに年数がかかっているかと、2 点目の何が問題かという点につきまして、あわせてお答えをさせていただきます。

現在、最も大きな要因は、商工会の移転先が決定していないことであります。

商工会からは、旧庁舎跡地に整備を計画している施設へ入居したいとの要望をいただいております。しかしながら、旧庁舎跡地に整備する施設の具体的機能等につきましては、今年度から具体的に検討していく段階であり、現時点において、商工会が当該施設へ入居できるかどうかを判断する状況には至っておりません。

こうしたことにつきましては、商工会も承知しているところでありますが、商工会としましては、旧庁舎跡地に整備を計画している施設への入居を有力な選択肢として考えている模様です。

町といたしましては、商工会が「商工会法」に基づいて設立された地域の経済団体（特別認可法人）であることを鑑み、旧庁舎跡地に整備を計画している施設の機能や事業手法を検討していく中で、商工会との協議を行っていく予定としております。以上です。

○議長（濱野良一君）

鈴木美香君。

○7番（鈴木美香君）

午前中にも、何か庁舎の話ありましたけど、まだ決まってないし、建てるかも決まってないのに、そこに、今できてないから動けないっていうのは何か飛躍してるような、気がするんです。

決定権は誰にあるんでしょうか。

○議長（濱野良一君）

岡本課長。

○生涯学習課長（岡本高志君）

鈴木議員のご質問にお答えいたします。

総合福祉会館の貸付けにかかる決定権につきましては、町有財産の管理に関する事項でありますので、関係法令等に基づき、必要な手続を経たうえで、最終的には町長の権限と責任において判断するものであります。

商工会への貸付けを行った際に、利用者や関係団体の皆さまへの説明が十分でなかったことにつきましては、町としましても反省すべき点が大いにあったと受け止めております。

そうしたことから、これまで、個々の利用団体と協議を重ねるとともに、代替施設の確保や改修等に努めましたところ、社協をはじめサークルなどの利用団体のご理解、ご協力もあり、現在は、おおむね中央公民館や湊崎公民館で活動が行われておりますとともに、来月からは、とのたる館の調理室もご利用いただける予定となっております。以上です。

○議長（濱野良一君）

鈴木美香君。

○7 番（鈴木美香君）

決定権は町長ということなんですけど、建物が建つかどうかわからないのに、動く前提というのと、これちょっと私、不思議な話だなと思うんですけど、町長このあたりどうお考えでしょうか。

○議長（濱野良一君）

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

先ほど岡本課長の方からの答弁で、建物が決まってないというところで動く前提というより、要望を受けておりますというような答弁だったと思いますが。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

鈴木美香君。

○7 番（鈴木美香君）

では重ねて、建つかどうかわからない、これ、ずるずる先延ばしになれば、これ何回も私言ってますけど、福祉目的で先人が努力して建てられた建物で、しかも、町の福祉に携わる人たちが 30 団体とか、活動されてた場所なんです。

それを踏まえてもうすでに初期と 2 回目お金払って、来年の頭ぐらいに期間が決まるんですよね。そうすると 3 回目お金を払う、お金の問題ではないですけど、違約金的なものを払うんです。

それ町長として、もう決まってるかどうかわからないのでひとまず、出てくってというふうに要請はできないもんなんじゃないでしょうか。

○議長（濱野良一君）

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

出ていけ、というような乱暴な言葉を発せられませんが、現在、令和 9 年 3 月 31 日まで契約しておりますので、それまでは私の方からどうのこうの言うようなことはございません。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

鈴木美香君。

○7 番（鈴木美香君）

そもそも契約、もちろんこれは岡野町長の案件ではないっていうのは重々私も知ってますし、議会と前町長の責任は十分あると思うんですけど、継続的な責任が続きますので、そもそも契約はどのようになっているんでしょうか。

○議長（濱野良一君）

岡本課長。

○生涯学習課長（岡本高志君）

鈴木議員の再質問にお答えいたします。

契約書につきましては商工会との契約は町との間で、契約書の方を作成して、契約を締結しております。以上です。

○議長（濱野良一君）

鈴木美香君。

○7 番（鈴木美香君）

期間の契約の内容を教えてください。

○議長（濱野良一君）

岡本課長。

○生涯学習課長（岡本高志君）

鈴木議員の再質問にお答えいたします。

商工会との賃貸借契約の期間につきましては、令和 3 年 11 月の 1 日から令和 9 年の 3 月 31 日までの 5 年 5 カ月となっております。

なお、契約書上には、期間満了後も引き続き、借用希望がある場合は、期間満了前の 1 カ月前までに申し出る旨の規定が含まれているところでございます。以上です。

○議長（濱野良一君）

鈴木美香君。

○7 番（鈴木美香君）

商工会が出るときに、7000 万払って立ち退き料じゃないですけど町から出してるんですね。

それに基づいて、どっかいけるっていう。それは私が言うことではないですけど。この話はすごくおかしいなと思うんですけど、何度も何度も言ってきましたが、本来はやってはいけない案件なんですね。これは行政をゆがめています。

でも、職員の問題ではなくてこれは政治の責任です。ですので、町長と議会の責任があります。

でも、こんな無理筋の件をいつまでも放置しておく、町行政にも支障が出ます。職員の負担も続いています。一刻も早く元に戻すように、再度要請したいんですが、私は言葉は乱暴ですけど「もう出て行って欲しい」と要請するべきではないかと思いますが、町長の見解をお伺いします。

○議長（濱野良一君）

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

鈴木議員の再質問にお答えいたします。

仮にですね、商工会が総合福祉会館から移転したとしても、総合福祉会館が 4



年前と同様に、社協や住民利用団体の拠点になり得るかどうかは、改めて検討する必要があります。

というのもご利用されている方々たちの中でも年配の方も多く、エレベーターもございません。

それから社会福祉協議会の方では、元の社協の位置には戻るつもりはないというような言葉も、伺っております。

というのも社協というものは、本来、行政の中で、住民環境課また、健康福祉課等々と重なるようなお話もございますので、できるだけ庁舎の近くに、わざわざ庁舎の遠くなるようなことは望んでいないということもお伺いしておりますので、各関係団体と再度ですね、もう一度どのような形がよいかどうかというところを確認したいと思います。

ただですね、先ほど岡本課長が申し述べたように、全部の団体には、ヒアリングは、何回も行っております。

そのようなところでやはり納得いかれないところも、2件ほどございましたが、何とかですね、今の現状でほかの施設を使ってサークル活動などを行ってきたいというところも聞いておりますので、そのあたりも踏まえて、今後の福祉会館のあり方については、町の方で検討してまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

鈴木美香君。

○7番（鈴木美香君）

もう何年も、5年も過ぎてますので、されてる方がご年配なってるの私も承知してますが、その問題と、あそこの使用を商工会がずっと使ってるんだったら、問題は別なんです。

そもそもの目的外使用をいつまでも放置していいのかっていうのが私の問題で、次に入る人たちが帰ってこないから、もういいんじゃないかっていうのが、全然別問題です。

そして社会福祉協議会おっしゃるように本当に大事な団体さんを、ああいうふうに違うところに無理くり移転させて、これもすごく問題があると思います。だから、このあたりを切り換えて、その次に戻ってくる人がいないから、商工会は商工会で別団体ですので、ご自分たちで考えて、町が使わせないって言ったらとかはできると思うんですよ、それは。町が忖度する理由はどこにもないので。このあたりが私いつもごっちゃになってるなと思っていて、先人たちとか福祉関係の人たちの気持ちを踏みにじった事業なので、そこは重々私は考えていついていただきたいと思います。

改めて早く出て行って欲しいと私は思っています。以上で質問を終わります。

